

平成18年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第5日)

平成18年3月22日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成18年3月22日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計予算について(委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第4 議案第4号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第8 議案第8号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第12 議案第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算について(委員長報告)
- 日程第13 議案第24号 周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急対処事態対策本部条例の制定について(委員長報告)
- 日程第14 議案第25号 周防大島町国民保護協議会条例の制定について(委員長報告)
- 日程第15 議案第26号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について(委員長報告)

告)

- 日程第16 議案第27号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定について(委員長報告)
- 日程第17 議案第28号 周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定について(委員長報告)
- 日程第18 議案第34号 周防大島町税条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第19 議案第35号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第20 議案第37号 周防大島町介護保険条例の一部改正について(委員長報告)
- 日程第21 議案第66号 平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結について
- 日程第22 議案第67号 平成17年度平成16年災船越E防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結について
- 日程第23 議案第68号 平成17年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結について
- 日程第24 議案第69号 平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負契約の締結について
- 日程第25 議案第70号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第26 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第27 発議第1号 住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計予算について(委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号 平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第4 議案第4号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について(委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について(委員長報告)

- 日程第7 議案第7号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第8 議案第8号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第9 議案第9号 平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第10 議案第10号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第11 議案第11号 平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第12 議案第12号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算について（委員長報告）
- 日程第13 議案第24号 周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急対処事態対策本部条例の制定について（委員長報告）
- 日程第14 議案第25号 周防大島町国民保護協議会条例の制定について（委員長報告）
- 日程第15 議案第26号 周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第16 議案第27号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定について（委員長報告）
- 日程第17 議案第28号 周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定について（委員長報告）
- 日程第18 議案第34号 周防大島町税条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第19 議案第35号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第20 議案第37号 周防大島町介護保険条例の一部改正について（委員長報告）
- 日程第21 議案第66号 平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結について
- 日程第22 議案第67号 平成17年度平成16年災船越E防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結について
- 日程第23 議案第68号 平成17年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結について
- 日程第24 議案第69号 平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負契約の締結について
- 日程第25 議案第70号 竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第26 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係）

日程第27 発議第1号 住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出について

日程第28 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（25名）

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	15番 黒田 壇豊君
16番 広田 清晴君	17番 魚原 満晴君
18番 富田 安英君	19番 木村 潔君
20番 中本 博明君	21番 平川 敏郎君
22番 田中隆太郎君	23番 小田 貞利君
24番 尾元 武君	25番 久保 雅己君
26番 新山 玄雄君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山内 章弘君	議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君	書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	総合政策課長	坂本 薫君

財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
契約監理課長	平田 好男君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	田村 博君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君		

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。20日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．議案第1号

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

日程第12．議案第12号

日程第13．議案第24号

日程第14．議案第25号

日程第15．議案第26号

日程第16．議案第27号

日程第17．議案第28号

日程第18．議案第34号

日程第19．議案第35号

日程第20．議案第37号

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、議案第 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計予算から、日程第 2 0、議案第 3 7 号周防大島町介護保険条例の一部改正についてまでの 2 0 議案を一括上程し、これを議題とします。

3 月 8 日・9 日の本会議において、所轄の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会報告書が提出されておりますので、2 0 議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。土手総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3 月 1 3 日、委員全員の出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第 1 号のうち、本委員会所管部分及び議案第 1 0 号、議案第 1 1 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号、議案第 2 6 号、議案第 3 4 号の付託議案 7 件について、全件とも全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりましたその経過における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第 1 号平成 1 8 年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、委員より、星野ワールドの建設に当たり、旧 4 町の名誉町民に係る新町での扱いについて整理しておく必要があるのではないかとの意見に対し、旧町において名誉町民となられた方は、新町に引き継ぐとした合併協定の扱いにより態勢を整えたいとの回答でありました。

交通安全対策費に関して、町営駐車場の使用料収入と管理委託料のバランスが悪く、不公平な状況にあるとのことであったが、収支のバランスについて対策、見解はどうかとの質問に対し、適正な収支のバランスをとる必要があると考えている。1 8 年度中にバランスの悪いところは、民間にお願いする等検討する必要があると考えているとの答弁でありました。

消防費に関して、耐震診断委託料について、周防大島町の事業における耐震診断の費用は、5 万から 6 万円、個別に耐震診断士が行う費用は 3 万円程度であると県から聞いているが、その違いについて説明をとる質問に、周防大島町の事業は申込者に高齢者が多いであろうということで、診断費用に調査時及び診断結果が出た後の面接による説明と耐震補強等が必要である場合の費用の見積もりと説明が含まれる仕様となっている。これに交通費が含まれるため、他県と比べると割高になっているとの回答でありました。

洪水・高潮ハザードマップ整備についてどの程度のことを考えているのか、独自に事業を行うことはないのかとの質問に、国の補助事業にのっとった事業である。今年度、橘の宮川において、

県が洪水調査を実施しているが、今後平成18年から平成21年にかけて、県は洪水調査4河川、高潮調査5港湾、程度を実施する。この結果をもとにハザードマップを作成する。県の調査は年次ごとに進むため、1、2年ですべての地域のハザードマップを作成することはできかねる状態にある。補助事業によるしほりにより、その予算中でできる範囲のことを行う。町独自の作業のための補正を行うことはないとの回答でありました。

また、耐震診断60戸の実施について、また、改築の意思確認はとの質問に、基準面積などの要件はあるが、旧4町で各15戸を目安に申し込み先着順としたい。改築等は自己負担で行うものであり、個人の自由と考えているとの答弁でありました。

自治会防災訓練補助金は、対象の自治会が決まっているのか、自治会が申し込めばできるのかとの質問に、旧4町各1カ所として、自治会からの申し込みを受ける予定であるとの回答がありました。その他防災設備の配備についての要望、また、職員研修についての提言もありました。

次に、総合支所関係では、工事原材料について各支所とも100万円と計上されているが、前年度の執行状況と支所間での互換性についての質疑に対し、大島支所は、現在のところ約180万円、久賀支所は約150万円、東和支所、橘支所も約150万円の支出見込みであるとの執行状況の説明があり、互換性については、18年度において当初の一律100万円ということではありますが、地域から要望があり、財源的に調整が可能であればお互いの間の調整は可能と考えています。補正は基本的に行わない方針であるとの回答でありました。

次に、総合政策課関係では、生活交通体系検討業務について、今後の進捗計画について、学校統合等の課題もあり遅滞のないように進めてほしいとの要望、意見に対し、役場庁内に生活交通政策検討委員会を立ち上げ、昨年度委託したコンサルの検討結果を踏まえ、JRの高コストの問題、学校の統合に伴うスクールバスや病院の患者輸送バス、基幹道路から離れた集落の輸送等々を協議、検討していく。できることから進めていく考えであるとの回答でありました。

次に、企画課関係では、防災行政無線整備事業について、デジタル化にするのか、防衛施設局の補助金を受けるのか、個人負担金はあるのかとの質問に、デジタル化とする。防衛施設局の75%の補助を活用する。個人負担金はない。また、屋内の受信機についてもすべて町が負担するとの回答でありました。

地域振興費では、高等学校支援補助金がなくなったのかとの質問に、廃止したとの回答でありました。

次に、財政課関係では、平成17年度予算では、基金 東和庁舎及び文化交流施設建設基金と斎場建設基金を取り崩し、平成18年度は財政調整基金を繰り入れて予算を組んでいるが、基金残額から推察すると、平成20年度からの予算は組めない現状にある。それについての対応、財政事情の町職員への周知、町民への説明について、どのような方法を考えているのかとの質問

に対し、歳入をふやす対策として、税の徴収率向上を目指し、土地の売却を検討する。加えて、徹底した歳出見直しを行う。

職員への周知について、財政計画を職員に説明し、周知を図る。住民への説明については、広報を通じて説明を行うこととしているとの答弁でありました。

それを受け、委員より提案要望として、土地の売却をより図るべきである。早い段階で事業見直し案を議会に提示し、議会とともに対策を協議すべきであるとの提案要望がなされました。

さらに、委員より、起債残高の見通しについて、平成18年度の新たな起債についてなどの質問に対し、起債の今後の見通しは、平成21年度までに大きな事業が集中しているが、一般会計についてそれ以降は起債残高も減少すると見ている。平成18年度の新たな起債について、財源として交付税措置等を考慮して、できるだけ有利な起債を積み上げた結果でありますとの回答でありました。

また、現在の起債残高に対する交付税算入率は、全体でどのぐらいか、との質問に、起債償還全体に対して約5割程度であるとの回答でありました。

次に、税務課関係では、町民税、法人町民税、固定資産税について、昨年度と比較して増加している根拠はとの質問に、町民税については、老年者控除の廃止ほか法改正により約6,300万円の税収増を、法人町民税については若干の減額を、固定資産税は土地については昨年度の96%を、家屋につきましては昨年度の93%を、償却資産につきましては、前年同率を見込んでいるとの回答でありました。

委員より、滞納整理組合の解散に伴っての徴収事務は、自前でやらなければならないが、どのようにするのかとの質問に、滞納整理支援システムの導入を予定しており、税金や各課の税以外の収入の滞納分をこのシステムに移行して名寄せをし、各税及び水道料等の使用料の滞納の状況を把握し、関係課で情報を共有して滞納者ベースでなく、町税吏員ペースできめ細やかな個別納税交渉を実施し、収納率の維持、さらには徴収率の向上に努めたいと考えているとの回答でありました。

議会関係、契約監理課関係については、特に質問はありませんでした。

次に、教育委員会関係では、まず、不登校児童・生徒援助費補助金について、内容を問う質問に対して、安下庄小・中を指定校とし、平成16年から平成18年度の3カ年事業で、2分の1補助事業として実施している。不登校児童・生徒がいる、いないということでなく、解消のためのプログラムなどの研究をするものであるとの回答でした。

学校統合問題に係る現状についての質問に対し、統合問題、委員会等を通じ、中学校については、使える学校をできるだけ生かすという方向で、2考案で進めている。現在、地区ごとに保護者懇談会を開催中で、3地区は既に済んでおり、6地区を近いうちに予定している。統合設定時

は、平成20年4月を目標としているとの回答でありました。

そのほか、学校教育振興費について、学校用地の借地問題について、国民文化祭について、資料館の統合について、東和陸上競技場について等の質疑もありました。

次に、議案第10号平成18年度渡船事業特別会計予算では、前島待合所管理委託料について、他の航路では管理委託料が計上されておらず、船員さんで対応できるのではないかと、他の航路はどうしているのかとの質問に、前島航路は、久賀発着であり、前島では5分程度しか時間がない状態である。他の航路は、ボランティアや船員でやっている。日前の待合所は、船員さんや日良居出張所をお願いする予定であるとの答弁でした。浮島、情島、前島の3航路の職員数の違いについての質疑もありました。

また、燃料費についての質問に、3航路合計して18%アップで計上しているとの回答でありました。

次に、議案第11号平成18年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算については、町内から県内の組合加入団体以外の場所に転出した者の災害補償はどうなるのか。また支払った掛け金はどうかとの質問に対し、転出した時点で資格が失効となる。支払った掛け金は返還されないとの答弁でありました。

次に、議案第24号周防大島町国民保護対策本部及び緊急対象事態対策本部条例の制定については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第25号周防大島町国民保護協議会条例の制定について、第6条条文に触れ、文面では委員以外から監事になれると解釈できる。正しい見解をとる質問に、委員は組織の長が、監事は組織の中の担当課長といった役職の方がなれるのであろうと考えられている。通常、委員と監事は同じでないと考えているので、委員30人のほかに監事12人がいるという解釈で、文面どおりであるとの回答でありました。

次に、議案第26号周防大島町長等の給与の特例に関する条例の制定については、質疑はありませんでした。

次に、議案第34号周防大島町税条例の一部改正については、18年度から前納報奨金がなくなることになるが、前納を期別に変更したい人への対応はどうかとの質問に、前納報奨金の廃止と、それに伴う口座変更等について、町広報で周知を実施します。特に口座振替の手续変更については、町内の納税者には全戸に変更手続についての方法を配布します。町外の納税者については、5月の納税通知書でお知らせをしたいと考えているとの回答でありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。

総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず第1点は、いわゆる星野ワールドによる関する方向があったわけですが、今回、また実行委員会というところへ200万円を繰り出すと、補助をするという予算になっておりますね。それに関して、その金額根拠について、執行部より具体的な説明があったのか、また委員からの質疑があったのか、聞いておきたいというふうに思います。それが1点です。

次に、庁舎建設事業に係わる基本調査費1,200万円について、実際的に1,200万円計上した根拠について、執行部から補足説明、また委員からの質疑はあったのかなかったのか。

3点目として、先ほどもちょっと触れられておりましたが、小規模事業費、御承知のように、各それぞれ100万円計上されて、東和支所においては494万円計上されておりますね。これについて実際的な今の執行状況については、説明があったわけなんですけど報告があったわけなんですけど、実際的に今年度いわゆる東和支所の小規模事業補助に関する増額分については、どのような根拠、いわゆる、に基づく補足説明があったのか。特に、今回補正は今の段階では考えていないという委員長の報告ならば、はっきりしちよきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） はい。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） わかる範囲内でお答えいたします。

最初の質問の星野ワールドの建設に当たり、関係の委員に支出されている200万円の件なんですけど、関係委員の選定等の質疑はなされましたが、中身については、質疑はございませんでした。

2番目に、庁舎の関係の1,200万円の中身についても、同様、質疑はございませんでした。

3番目の小規模の東和支所に金額が496万円でしたか、上がっているが、当初より増額されているかどうかという質疑ですが、これは、東和支所の場合、東和地区の下田地区におきまして、イチノミヤ会館という公民館が災害を受けて、雨漏り等大変な被害を受けております。それで事業の見積りで800万円程度の工事が修復工事があるので、補助金として約半額、500万円以上の補助金で、半額ということで出されたものでございます。

一応、執行部の方からの説明がございました。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には、委員長の報告は、いわゆる審査の経過と結果についての報告、それに対する議員側の質疑ということではありますが、実際的に委員長も御承知のように、今回、庁舎建設事業費等についても、実際的には1,200万円、いわゆる調査部分だけで1,200万円、庁舎に係わる、その質疑もなかったという点では、非常にちょっと委員会審

議について非常にちょっとわかりにくい何ですが、次に、私は星野ワールド実行委員会について、もう例えば今いろんな格好の中でいわゆる財政は厳しいという中で、私は言うなれば、補助金の支出としては突出しちよるんじゃないかと。昨年からいわゆるこういう出し方をしちよるというふうに思うんですが、やっぱり何を根拠にこういう200万円を設定したんかという質疑が、再度全くなかったのかどうなのか、非常にわかりにくいわけですよ。その点ちょっともう一回聞いちょきたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（土手 正喜君） 先ほどの庁舎の件の1,200万円の件は、執行部の方から以前にる説明があってありましたので、委員会の方では特に突っ込んだ質疑というのがありませんでした。

それと、星野ワールドの方の補助金については、委員会の方ではそういう質疑がありませんので、報告します。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 本当に、今ずっと全体的に委員長の報告を聞きちよってみても、実際的に財政が厳しいのを前提に報告されたということではありますが、実際的には、私は本会議で例えば庁舎建設事業等についても、調査費ですね、についても、本会議で聞いたのは、いわゆる全体スペースの中のいわゆる総合支所部門と、いわゆる星記念館部分と、面積割等については聞いたんですが、実際的な金額根拠については、実際明らかになっていないんですよ。いわゆる1,200万円の根拠についてですね。

それで、委員会はやっぱり実際的な本会議を受けて、委員会で審議されるわけなんですけど、やっぱり特徴としてはやっぱりかなり厳しく審議ができるというのが、今までの委員会方式のよい点ということでありました。

それで、実際的に、例えば1,200万円という多額ないわゆる支出をしますと、当然財源についても聞きますし、当然いわゆるその1,200万円は、何の根拠に基づくものなのかというのは、委員会審査でより明らかになる部分なんですね。そういう点はなかったということになれば、それは質疑は続けていかれませんので、まあなかったというふうに受けとめておきます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。

次に、民生常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本民生常任委員長。

民生常任委員長（安本 貞敏君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案

の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管分及び議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第12号、議案第27号、議案第28号、議案第35号、議案第37号の付託議案10件について、全件とも賛成多数により、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

議案第1号平成18年度周防大島町一般会計予算のうち、民生費の1項、社会福祉費の中では、町社会福祉協議会補助金の前年度対比についての質問に対しまして、町社会福祉協議会補助金の平成17年度補助金は6,476万6,000円、平成18年度補助金は5,635万円を予算計上しており、対前年比841万6,000円の減額となっております。できるだけ社会福祉協議会に対し支援を行ってきており、ほとんど人件費に係わる補助金のため、社会福祉協議会への経営努力を求めていますとの答弁でございました。

町の慰霊祭について、一本化した方がよいのではないかとこの質問に対しましては、一本化は視野に入れております。ただ、遺族会の意向も無視できない。三蒲と大島の慰霊祭は一本化しましたとの答弁がございました。

情島航路助成の廃止について、地元から苦情はないか。また、地域活動事業の廃止については、老人クラブに連絡しているかとの質問に対しまして、情島航路助成の廃止については、情島の自治会長に連絡するとともに、利用者に対し、廃止についての文書を送付済みであり、今のところ苦情はありません。

また、地域活動事業の廃止については、あす、明日3月14日ではありますが、各老人クラブ連合会との会合がありますので、説明をする予定にしておりますとの答弁でございました。

食の自立支援事業について、財源不足を補うため、負担をふやしたのかとの質問に対しましては、調理経費相当分の増でありますとの答弁でございました。

はり・きゅう医院の指定はあるのかとの質問に対しましては、郡内すべてのはり・きゅう医院が対象であるとの答弁でございました。

その他福祉タクシー助成事業について、ケアプラン作成委託について等についても質問がなされました。

民生費の2項、児童福祉費の中では、公立保育所も入所者が減少し、経費も増加しており、民

間委託は考えているのかとの質問に対しまして、集中改革プランに基づき、指定管理者制度を導入等を検討しておりますとの答弁がございました。

子育て支援事業について、町独自の事業はないのかとの質問に対しましては、保育料の助成を年間5,000万円実施しています。町単独では、乳幼児医療の助成を行っていますとの答弁がございました。

その他延長保育実施保育園について、入所児童数等について質問がなされました。また、町独自の子育て支援事業をぜひ考えてほしいとの要望がございました。

衛生費の1項、保健衛生費の中では、検診は変わっていないと説明があったが、個人負担は増額になったのではないのかとの質問に対しまして、老人保健事業の基本検診については「1,300円」が「3,000円」になります。がん検診については、別紙資料のとおりであります。脳ドックは18年度から廃止にしますとの答弁がございました。

また、脳ドックはどうして廃止になったのか。合併時に脳ドックは継続して実施していこうということで、合併協で合意したのではないか。廃止にした理由は何なのかとの質問に対しましては、対象者に対して受診者が少ないこと。財政的に厳しいこと。国の実施要綱にあるものは実施していくが、脳ドックは特に実施要綱等で示されていないため、実施しないこととしました。

また、今まで実施してきた旧大島町の実績を見ると、脳ドックは脳の部分と血圧や血液検査をあわせて実施していますが、脳の状況よりも、血液検査での異常が多く、今後は基本検診が個別検診になることから、医師が個別に判定をし、必要な人へは脳の検査の受診勧奨をしていただくということで廃止することといたしましたとの答弁がございました。

遠隔医療は廃止のしたのか、旧大島町で実施していたが、その状況はどうだったのかとの質問に対しまして、旧大島町のみで実施しています。機器は14台ありますが、現在3台のみ使用しています。機器は古くなり、部品等もなく、修理もできない状況にあるため廃止にしましたとの答弁がありました。

議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算では、人口が減っているのに医療費がどうして伸びるのかとの質問に対し、従来70歳以上は、老人保健会計で見えていましたが、平成14年10月以降、70歳になった方を75歳までの間、前期高齢者として国保会計で見えています。この層が年間400人ずつふえており、医療費が年間1億7,000万円程度増加していますとの答弁がございました。

保険給付費の伸びをすべて税で見ているのかとの質問に対しましては、療養給付の伸び率を勘案して、平成18年度の想定数値を出しています。それに、国庫支出金分を算定したものと、一般会計の繰り入れを加味し、その不足分を国保税で補っていますとの答弁がございました。

また、前期高齢者の伸びの部分が、今回老人医療費拠出金の伸びと考えてもいいのかとの質問

に対しましては、老人医療費から平成18年度の概算額が算定され、それにあわせて平成16年度の精算をします。この精算金が約9,000万円見込まれています。拠出金自体は減少の傾向にありますとの答弁でございました。その他健康祭り等についても質問がなされました。

議案第3号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計予算では、特に発言はありませんでした。

議案第4号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計予算では、保険料率の改正により、第1号被保険者保険料は、改正前に比べて3年間で幾ら増額するのかとの質問に対しまして、比較については平成17年度決算を待たねばならない。保険料は標準給付費見込み額、新たに保険財源で対応することになった地域支援事業に要する経費、調整交付金や準備基金残高等を加味して設定しています。今後3年間の標準給付費見込み額は、77億9,300万円でありますとの答弁でございました。

平成17年10月から、食費居住費が利用者負担増となったが、その影響額は幾らかとの質問に対しまして、影響額は把握できないが、利用者のうち低所得者に対して、補足給付を行う制度を設け、特定入所者サービス費として予算計上しています。少なくともこの額以上の影響額になりますとの答弁でございました。

また、今後3年間の介護保険給付費準備基金の残高はどうなるのかとの質問に対しましては、第1号被保険者保険料の設定に当たって、基金残高をこれに充てているので、3年後の基金残高はゼロになりますとの答弁でございました。

議案第5号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算では、訪問看護ステーションでの訪問看護で、予防給付や介護給付、居宅支援事業とあるが、説明してほしいとのことに対しまして、執行部より、介護保険法改正で、平成18年度から要支援を要支援1、要介護1の約6割が要支援2となり、これらに対する訪問看護が予防給付になり、要介護者に対する訪問介護が介護給付になります。現在は、25人の利用者がいます。また、居宅支援とは、ケアマネージメントを行うことであるとの説明でございました。

議案第12号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計予算では、室料 部屋料でございますが、の差額について、使い勝手が悪い、料金が高い等で使用率がよくないと聞いたが、金額の変更や病室の改良予定はあるのかとの質問に対しまして、昨年の介護保険法の改正により、介護老人保健施設の居住費が、平均8万円程度となり、割安感から使用が増加しているので、変更予定はありませんとの答弁でございました。

他会計補助金の明細内容についての質問に対しては、執行部より、各病院施設ごとに説明がなされました。交付税は、町を通じて入金されているが、町は企業局への支払いを調整できるのかとの質問に対しまして、旧町で取り交わしていた負担金条例が、合併後なくなり、1億数千万円

分が減額され、病院分の交付税はいただかないと赤字になりますとの答弁でございました。

また、特別交付税の交付について、町より正確に繰り入れられるように明文化すべきではとの質問に対しては、現時点では、関係はうまくいっておりますとの答弁でございました。

看護学校の4年生以降についての考え方、またその時期についての質問に対して、不景気になると就職率のよい看護師になるため、入学希望者がふえています、景気がよくなると看護学校への入学希望者が減少します。学校を4年制に移行し、助産士、保健士の資格が取得できるようになれば、学生を多く集めやすくなると思います。時期については、入学試験の受験者も減少傾向にありますので、そろそろ検討する必要があると考えておりますとの答弁でございました。

その他療養病床について、給食材料の購入について、給与関係等についても質問がなされました。また、医師について、よい医師の招聘をお願いしたいとの要望がありました。

議案第28号周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定については、特に発言はありませんでした。

議案第35号周防大島町国民健康保険条例の一部改正については、このたびの国保税率の改正は、大幅なアップであるが、1世帯当たりの税額と1被保険者当たりの税額は幾らになるのかとの質問に対して、1世帯当たりの税額は、10万8,762円、1被保険者当たりの税額は6万3,810円となっております。増加率はともに26.53%となっておりますとの答弁でございました。

また、前年度比歳出の保険給付費が7%増であるのに対し、国保税26%の大幅増になったのはなぜかとの質問に対しましては、平成16年度決算額と平成17年度決算見込み額を比較すると、保険給付費だけで2億5,000万円増で、実質2億円の財源不足であります。平成16年度から繰越金約1億円と、基金を1億円取り崩し、これで平成17年度は乗り切れると思っておりますが、平成18年度も医療費の伸びが予想され、これを勘案しました。

また、国保税ベースで見ると、約6億6,000万円から8億5,000万円で、26%の増であります、国保会計トータルで見ると、32億円ベースの2億円増であり、約7%の伸びでありますとの答弁でございました。

議案第37号周防大島町介護保険条例の一部改正については、介護保険料について、地方税制の改正により、第一段階から上昇する人数はどのくらいかとの質問に対して、提出された資料に基づき、3人を見込んでいるとの説明がございました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願いをいたしまして、報告を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

民生常任委員長、御苦労様でございました。

暫時休憩をいたします。35分まで休憩します。30分でいいですか。12分間です。10時30分まで休憩いたします。

午前10時18分休憩

.....

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長より報告がございますが、前回もこういう状況がございましたが、委員長さんが耳が御不自由なので、ゆっくりと大きな声で質疑をお願いいたします。御不自由なので、やり取りが若干不自然になる場合もありますので、御理解をいただきたいと思えます。そのときは休憩をとったりして、臨機応変に議事運営をさせていただきますから、どうぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

.....

午前10時30分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

次に、建設環境常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。伊東建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月13日、委員全員の出席のもと、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑、検討を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち、本委員会所管部分及び議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号について、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言等のうち、主なるものについて申し上げます。

生活衛生課関係では、旧大島町の墓地に残っている区画についてお尋ねがあり、つつじ墓苑が総区画232で、残りが155区画との回答に対し、町が造成して募集をした区画について、1区画当たりの販売価格と管理料の質疑があり、永大使用料が18万円、管理手数料が2万円を1回徴収しているとの回答がありました。

これに対し、維持管理費もかかるので、ぜひ募集をとの要望、意見がありました。墓地の使用

料について、格差が3倍以上もあるのがその理由はとの質疑がありまして、利便性等の関係もあるだろうが、合併をしたので、ある程度の使用料の統一をしてはどうかとの意見がありました。越木田墓苑は、電気とか水がない。つつじ墓苑は区画も広く、駐車場も水道も来ており利便性もある。久賀の熊本墓苑は永代使用料7万円、管理手数料が5,000円を徴収している。使用料の統一となる条例を変える必要があり、難しいとの回答でした。

斎場建設費の備品購入費の主なる内訳についての質問に対し、斎場備品と霊柩車の購入費があり、斎場備品が1,137万円、霊柩車は2台で383万8,000円、合計で1,521万円との説明がありました。霊柩車2台の使用場所についての質問に対しては、今ある霊柩車が17、8年経っており、維持管理に経費がかかることから、斎場建設事業に伴って購入すると、合併特例債の対象となり、今回大島斎場の霊柩車として購入するが、町全体の霊柩車として将来的に利用したい旨、説明がありました。

次に、環境施設課関係では、し尿を処理する過程で発生する余剰汚泥の堆肥化後の状況についての質問があり、周南市の民間業者による堆肥化された製品は、一般に市販され、土壌改良剤として利用されているとの説明がありました。

委員全員の要望として、リサイクルセンターと最終処分場の建設は、町民の生活基盤を整える重要な事業であるので、担当課としては、すべての面において慎重に取り組んでほしいとのことでした。

次に、水道課関係では、加入負担金についての質問があり、新規加入負担金として径13ミリが1件2万1,000円で、120件、径20ミリが1件、4万7,000円で20件を見込んでいるとの回答がありました。

また、水道普及率は、約90%であるとの説明でした。

それから、滞納者に対するの処置状況、並びに平成18年度滞納各収入の予算計上200万円の徴収見込みについての質問があり、各地区で滞納者に対し、面談、停水予告、停水通知等の実施をする中で、分納誓約書により履行をしないときは、水道をとめると伝えているので、200万円は可能金額との答弁でありました。

また、水道料金及び割り増し料、使用料増加の見込み並びに公債費についての質問に対しては、基本料金が12トンまでで1,860円、12トンから32トンまでが1トン220円、32トン以上が1トン当たり200円であり、町内に下水道が整備されたらふえると思うが、誹謗等により毎月かなりの廃止が出ており、期待するほどの伸びは見込めない。

また、公債費については、平成18年度がピークであり、今後事業等の実施がない限り、増加しないと考えるとの答弁でありました。

また、減価償却を考えると、現在の料金を最低でも倍にしなければ採算がとれないとの説明で

ありました。水価検討協議会の構成についての質問に対しては、旧町ごとにそれぞれ2名、男女各1名ずつ選任し、旧大島町にこの協議会があったので、その元委員、婦人会の会長とか、役場OB、前町会議員等の説明がありました。

借地料と箇所数の質問に対しては、町内各所55カ所の配水池等水道施設にかかわる用地の借地料であり、使用しなくなった施設や古くなった施設は、危険も増すので、撤去して所有者に返す方向で今後とも対応するとの答弁がありました。

滞納額の状況の質問に対しては、平成16年度決算で、約2,800万円で、平成17年度滞納者分納徴収として、水道課により、現時点で約660万円徴収したとの回答でした。

次に、下水道関係ですが、合併浄化槽設置整備事業については、特に質疑はなく、公共下水道事業について、使用料の算定についての質問に対して、基本使用料は1,800円で、使用水量に応じて算定するとの回答がありました。

また、1戸当たり使用料が浄化槽維持管理費に比べ安価で、地区別の状況についての質問があり、下水道使用料と浄化槽維持管理費には差額があり、今後使用料の適正化を検討したいが、現状では、新規事業者着手は困難との回答でありました。下水道のある所とない所での格差ができています。浄化槽との均衡を図るべき意見に対しては、検討委員会に諮り、検討する旨、回答がありました。

また、下水道台帳作成費の100万円は、建設請負業者に工事に含めて作成されることはできないかとの質問に対し、専門的なノウハウが必要なので無理との回答がありました。

農業集落排水事業について、建設に係わる県補助金と1戸当たりの建設工事費についての質問に対し、規模や地域にもよるが、1戸当たり300万円から500万円程度で、秋地区では約500万円、これは建設事業に対しての補助金であり、事業終了でなくなるとの説明がありました。

それから、各浄化センター等の維持管理費の委託先と委託料の質問に対しては、戸田及び日良居は大島興業で、沖浦西は区域の一部に田中産業の業務区域がある。また、戸田の委託料は約350万円、日良居は1,130万円、沖浦西は約650万円、和田は約870万円の予定との回答でした。

漁業集落排水事業については、特に質疑はありませんでした。

次に、農林課関係では、集落協定が半分に減っているがとの質問に対し、平成17年度町内5地区で説明会を実施、平成17年度から2期対策を実施するが、県下では集落協定をとりやめた集落が一番多い。県、町協力してふやしていきたい旨、説明がありました。

担い手総合支援事業内容、認定農業者についての質疑に対して、平成19年度より、69歳までであったが、臨機応変に対応する。また、収入については、400万円から200万円に引き

下げられる旨、説明がありました。

さらに、400万円から200万円に下げると、認定農業者は、農業者としてやれるのかとの質疑に対しては、収入金額は目安であり、5年後を見越した経営規模目標数値を設定しており、意欲あるものになってほしいとの回答がありました。

地産地消のプロジェクト効果についての質問があり、学校給食等の推進にあり、米、野菜等の地産地消を進める旨回答がありましたが、既に決まった業者から納入しているとのお尋ねに対しては、本事業を18年度より実施していくためには、教育委員会との関係もあるので、そのような枠を取り除くよう努力しますとの回答がありました。農業協議会の存続については、4月に入って農林事務所と協議することになっているとの回答でした。

その他、イノシシ、タヌキ、カラス等の捕獲数についても質問があり、ふえているとの説明がありました。関連して有害鳥獣捕獲負担金の内容について質問があり、41名更新、4名新規登録、3年間は町、JAによる補助、4年目からは個人負担が必要となり、免許取得経費については、新規3万9,700円、更新約2万9,400円とのことでした。

農園施設管理経費について、場所の質問があり、屋代にあるガルデンヴィラで12棟ある。黒字との回答でありました。

それから、グリーンパークの場所と管理委託についての質問があり、旧橘町役場裏で個人委託、草刈りについては業者委託との回答でした。

町内3カ所にある加工施設について、加工用原料費にはミカンが含まれているのか。また、缶使用の収益はとの質問に対して、缶代や薬、薬品代であり、缶を売れば収入がある。ミカンは入ってなく缶代は雑入で入る。加工所の収入で、缶とは別に使用料の収入もあるとの説明がありました。

次に、水産関係では、各補助事業の概要についての質問があり、広域水産物供給基盤整備事業、港整備交付金、海岸保全整備事業、単県農産村整備事業について、財源内訳等説明がありました。

漁港施設維持管理費の実施予定箇所と実施予定についての質問があり、東山海岸、中塚護岸、赤松ホィスト、出井志佐の進入防止、森野配水管改良、森野臨海港道路補修、油田物揚げ場補修、油宇維持管理費（物揚げ場）、護岸補修、和田コンクリートガラ撤去、和佐維持管理、大積防波堤、原、向佐連しゅんせつ、安下庄維持管理等で、緊急を要する所から順次に行きたいと説明がありました。

放流事業の実施方法の更新説明及び前年度予算対比についてのお尋ねがあり、前年度予算対比約89%で、補助予定事業費800万円について、説明資料により、補足説明がありました。

さらに、委員より、補助事業の実施に当たっては、公平性に配慮願いたい旨、要望意見がありました。

次に、商工観光課関係では、商工振興費は、本年度竜崎温泉が増加するが、対前年約4,000万円減少している要因について質疑があり、ふるさとセンター、マイナス1,600万円、グリーンステイながうら、マイナス4,400万円、竜崎温泉プラス4,100万円、生活交通、マイナス200万円、廃バス、マイナス550万円、商工会、マイナス450万円、商工会合併です。マイナス300万円、中小企業小口資金、マイナス350万円で、計マイナス3,750万円との説明がありました。

別途委員より、竜崎温泉のプールについて、1日70名の利用者の根拠について質問があり、所管の健康増進課が保有するデータによるもの、長浦の施設収入を計上していない理由については、質疑に対して現在年間約2,700万円の赤字を出しており、このたびの予算は、全体運営費を施設利用収入と町の支出分とで賄う予算組を組み立てとなっている旨説明がありました。

施設による収益のあるなしが、指定管理料にどのように反映されるのかとの質問に対し、過去の推移を慎重に検討しながら、公募業者との兼ね合いも検討するとの回答でありました。

また、委員より、商工観光課は、町外から人を呼ぶための施設を管理運営する所管であることから、指定管理者の位置づけは、慎重に検討する必要がある、意欲を持ったシビアな感覚を持った業者選定が肝要であり、管理料についても慎重に判定すべきとの 考えるとの意見に対して、3カ年の平均値をベースに規定の管理料を算出するものであるが、単純に3で割るといった計算は行わず、より緻密にかつ減額する方向で算定するとの回答がありました。

また、需用費の観光パンフレット作成については、委員からは、町の宣伝のため、高品位なものを政策していただきたいとの要望意見がありました。

最後に、建設課関係では、屋代側にかかる橋梁の修理費や耐用年数、調査結果表について質疑がありました。

道路橋梁委員における工事費の740万円は特定なものか、それとも維持補修に充てるのかとの質疑に対して、カーブミラー、側溝や舗装補修等町道の維持補修に充てるものとの回答がありました。住民にとっては、維持補修が大切であり、今後も予算の確保をお願いするとの要望、意見がありました。

その他委員により、18年度の県負担金について、事業ごとに事業予定年度等のお尋ねがありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員の各位におかれましては、本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず1点が、下水道事業について質問いたします。

委員長報告の中で、いわゆる終末処理場については、それぞれ各終末処理場ごとに報告がされました。終末処理場の委託料について、委員長から今報告がありました。その報告を聞いておりますと、その終末処理場でそれぞれ委託料の差がかなりあります。日良居とか戸田とかいろいろ報告されましたから、その中で、いわゆる委託の基準となる額について、委託の基準となる額、これについて執行部から報告があったのかなかったのか、基準的なものを報告があったら、執行部から、委員会審議の中で、まずその点をお聞きしたいと。これが1点目です。（発言する者あり）

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 執行部からの説明はありませんでした。

議員（16番 広田 清晴君） それともう1点が、今年度ですね、先ほど委員長が報告されたように、廃バス等をそれぞれ減額の報告がされました。450万円余りでしたかね、今報告を聞いておりますと、生活バス路線廃バス等についての基本的な今回減額の説明、いわゆる減額についての根拠ですよ、例えば利用率が高まるから、いわゆるこの分は下がったんだという説明とか、そういう具体的な説明があったのか、委員会の中でですね、委員会で補足説明があったのかなかったのか、あわせて聞きたいと思います。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 説明はございませんでした。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 最後の3回目になりますが、今年度から、秋のいわゆる下水事業が開始されます。それで、今後何年間でいわゆる事業計画で、概算事業費等について執行部から、例えば今年度事業費は全体事業費の幾らぐらいかと言う執行部に対する質問、もしくは補足説明があったのかなかったのか、あれば委員長の方に聞いておきたいというふうに思います。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 質問がなく、むしろ執行部からの説明もございませんでした。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

建設環境常任委員長、御苦労さまでございました。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより、討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、今年度予算、一般会計について反対の立場から討論いた

したいと思います。

といいますのが、私は常々一般会計であれ特別会計であれ、実際的に今の町民の暮らしや福祉、それをどう守っていくのか、相次ぐ国の悪政、地方自治体というのは、もともと性格的には地方自治法に基づけば、基本的には国の悪政の防波堤、これになることが大事なんだということを強調しました。今、周防大島町、全国的にそうですが、実は今年度特に御承知かと思いますが、個人事業者等において、例えば消費税の免税点の引き下げ、これによるいわゆる負担増、また、老年者控除等、例えば50万円、いわゆるなくなるということで、税額で言ったら5万円ぐらい大体いわゆる増税になる生活の実態が今年度から出てきております。

そういうときに、実際に周防大島町として、町民の暮らしや福祉をどう守っていくのか、これを私は今回の周防大島町の当初予算には必要だというふうに考えておりました。実際、今回のいわゆる中身、これを見てもみますと、制度廃止に伴ういわゆるカット、また、実際的な住民サービス、これは既にあらゆる項目になっております。このカットや、また、実際的な例えば給食サービス、これが300円から一気に500円に引き上げる、私はこういうことは本来ならしなくてよいというふうに考えます。

その点で、今回とりわけ、私なりに調査しますと、一般会計で大体9名ぐらいのいわゆる職員の減という内容になっております。それが当初予算の中で指摘したように、実際的には2人分ぐらいの減しかない。2人が3人分ですね。そういう状況であります。

実際改めて周防大島町の職員の状況、総数等を調べてみますと、一般行政職、さっき言いましたように、現業職、技能職合わせて9名であります。実際的には1,600万円の減額しかありません。これを平均で見ますと、今言いましたように、9人やめて実際的に計上されているのは4人分弱の減という状況です。仮に全職員で皆さん方のいわゆる報告を聞いた中ではじき出してみますと、大体給与費だけで、前年度が378人、大体給与費で15億3,942万3,000円、今年度373人、実際的にはそれだけの減があるわけなんです。

それで、今年度は15億3,599万1,000円、実際的に5人減で343万2,000円の減額計上ということになっております。これは、再度執行部も調べていただきたいというふうに思います。ということになれば、給与費の中に私は過大な部分があるんじゃないかというふうに考えております。

次に、問題点として、投資的経費、これをどう抑えていくのかという点で討論しておきたいというふうに思います。

例えば、実際的に周防大島町と柳井市なんかを対比したらよくわかるというふうに思います。一般会計予算で柳井市に対して、大体周防大島町97.93、金額で会計全体の一般会計全体の金額で大体3億3,900万円、周防大島町が低いわけです。これに対して、投資的経費

のうちの普通建設、これが25億2,837万円の柳井に対して、実は周防大島町の場合は9億9,012万6,000円多いですね、35億1,850万円です。今ずっとる執行部は、財政が厳しいという言われ方をしました。私は抜本的にはここをメスを入れん限りは、非常に困難ではないかという点を強調したいと思います。何でもかと言いますと、この投資的経費部分がほとんどが起債等にかなり頼らなければいけないという地方体制の現状であります。実際的に見てみますと、柳井市が17億2,390万円に対して、周防大島町の場合8億1,010万円、逆に大きくなっております。実はここに今周防大島町が持っている非常に財政の厳しいところ、この原因があるんです。いずれは、執行部も御承知のとおり、一般会計は小さくなっていくわけですよ。御承知のように。そのときに起債残高、それを償還するためのお金、この比重が義務的経費の中でも大きく広がっていくわけです。ですから、私はやはりきちっとメスを入れていかん限り、実際的には財政再建の展望もないというふうに考えます。

次に、小さな部分で触れておきますと、町長等の交際費等に若干触れておきたいというふうに思います。

実は、周防大島町の場合、今年度20%減額されたという報告がありました。実際足してみると、一般会計全体で470万円になると思います。これが柳井市では幾らかと言え、実は263万円、柳井市の一般会計の交際費、実際的には200万円、周防大島町の方が多いと。これは当然企業局等は入れていない金額です。ですけど、ここの例えば20%という考え方ではなしに、交際費のあり方から出発したら、私はかなりの減額余地があるというふうに考えております。

実際的に、今回住民負担がとめどめなく起こっております。そういう中でもう1件、歳出部分であります。触れておきますが、庁舎建設について一般会計の中身を含めてずっと議論があります。これは一般質問でもありました。今1,200万円を今年度調査費をつけております。周防大島町が財政硬直化、最大の原因が先ほど言いましたように、起債の償還にあるとすれば、今そういうゆとりもなければ、私はそういう多額な計上そのものをすべきではないというふうに考えております。

私は、こういう立場から本当に今の周防大島町、成り立って、通年予算で2年目に入ります。こういうときだからこそ、私は足元を本当に見つめて、本当に今の会計、周防大島町の財政の中にどこに問題があるのか、これを訴えて反対の立場から討論したいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に賛成討論はありますか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。賛成の立場から討論させていただきます。

地方財源を取り巻く環境は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にありますが、交際費が高い水準で推移しており、また社会保障関係経費の自然増などにより、依然と

した大幅な財源不足が見込まれており、さらに、国庫補助負担金の削減や地方交付税改革など、三位一体の改革の影響等により、極めて厳しい状況が続いております。

このような厳しい財政環境にある中、中本町長におかれましては、新町建設計画に掲げる各種施策の推進に向けて御苦労があったのではないかと拝察するところであります。特に、旧4町の垣根を取り除き符合という視点に立って限られた財源の中で、地域バランス等にも配慮しながら、合併してよかったと実感でき、さらに一体感が熟成できるような事業が多く予算に計上されており、こうした努力に対し、心より敬意を表したいと思っております。

しかしながら、厳しい社会経済情勢の中、景気動向は依然として不透明でもあります。また、三位一体改革などの影響もあり、本町の経常収支比率や公債負担比率は高い水準であるなど、財政の硬直化が一丸と進んでおり、これまで以上に堅実な行政運営が求められていることも事実であります。

中本町長におかれましては、こうした状況を十分に認識をいただき、引き続き健全な財政運営に求められるとともに、周防大島町の将来のために、強力なリーダーシップを発揮していただき、新町建設計画に掲げる「元気にここを安心して21世紀に羽ばたく精神の島」の実現に向けて、しっかりと舵取りをしていただきますよう、心から念願いたします、賛成討論とさせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第1号平成18年度周防大島町一般会計予算について、常任委員会の委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり、決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありますか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計について、反対の立場から討論いたします。

今年度、国民健康保険税の大幅な引き上げがされました。理由は、医療費の増というふうには述べられました。税の引き上げ額、これは被保険者1人当たり1万3,380円、そして、世帯当たり2万2,810円、これはあくまで平均ですから、世帯によっては莫大な引き上げになるし、

そして、所得割の状況によって、莫大な引き上げになるということは明らかであります。こういうやり方をすると、結局はマル他の発行や資格証明書の増につながっていき、実際的な町民の健康、これは守れないというふうに考えております。

ときどき、国保会計について、特別会計であるから、独立採算とか、また保険制度の中で、相互扶助とかこのように言われますが、私は違うんだというふうにあえて訴えておきたいというふうに思います。この制度、これは憲法で保障された健康で文化的な生活を守る堅持として、戦後新たに出発したんだという点があります。

それともう一つ、制度の大きな矛盾として、医療費に対する国の負担割合を下げることによって、住民と、そして地方自治体に押しつけてくる、こういうことがずっとやられてきました。ここに制度としての矛盾点が発生しております。

また、もう一つの特徴として、この国保会計に加入するいわゆる世帯、人間は、実は仕事が無くなったという場合に、最後の砦として、いわゆる今の制度であります。また、高齢者で他の保険に入れないと、国民年金わずかばかりの中で、これを払っていかなければならないという状況なんです。こういう性格があるんです。ですから、私は本来なら、一般会計で本当に精査して、繰り入れがきちっとやられて当然だという立場を述べております。

今回、実は、対前年度予算の状況、いわゆる国保に関する予算の伸び、これは医療費増に伴う保険給付費の増、これは7.4%です。これに対して、国庫支出金、これは先に説明がされたように、実は県に対する移譲が入りますから、実際的には減るにしても、98.34、こういう見方になっております。

また、療養給付費交付金等は104%です。これらから見ても、私は今回の状況、当然一般会計からの繰入金、対前年度92.5%に抑えております。これらの状況を見ても、私は実際的には歳入によっては小さく見積もり、そして歳出に向いては、私は大きく見積もる。こういう私は弱点があるのではないかというふうに今回の会計を見ております。この点は明らかにして、本当に最後までこの制度は島民の最後の部分だと。健康を守る最後の砦だという点を訴えて反対をしたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第2号平成18年度周防大島町国

民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第3号平成18年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第4号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第5号平成18年度周防大島町訪問看護事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第6号平成18年度周防大島町簡

易水道事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第7号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第8号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第9号平成18年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第10号平成18年度周防大島町

渡船事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 11 号平成 18 年度周防大島町交通災害共済事業特別会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 12 号平成 18 年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 24 号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 議案第 24 号周防大島町国民保護対策本部及び大島町の緊急対処事態対策本部条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

私は、まず大きな点として、今、条例設置は全く必要ない。無意味である。もっと協議をすべきである。これを主張いたします。

今回の条例設置、これは御承知のように「備えあれば憂いなし」、有事法制と国民保護法の虚像と実像が交錯するいわゆる矛盾があるという点を指摘します。

まず第 1 点、虚像の部分として自然災害と戦争の統一性、有事法制登場以来、この誤り、例えば防災計画の国民保護計画、これの焼き直し、そして具体化されたものであります。災害対策を戦争に充用するおろかさ、これは例えば避難路に使う予定道路、ここに敵軍がおったらどうなるのかと、これも全く明らかではありません。

2 点目としての虚像、これは、今の新しい防衛計画、この大綱から見ると、この条例の中でう

たわれる部分として、本土決戦や本土九州、いわゆるこういう侵略、これは防衛庁や自衛隊自身でさえあり得ないというふうに認定しております。この計画そのものが この計画とは新防衛計画なんです、表面装備を減らして脅威対象、いわゆる機動運用型に反映していくという方向、あわせて海外反映に力点を置いたことになっております。まさに本土決戦や空襲なんかは、実は想定していないんだということが明らかにあります。

3点目、具体性のない想定、計画である以上、私は意味がないんだというふうに考えます。何でこのような状況なのに、国は全国の自治体にこのような条例をつくるよう強制するのでしょうか。答えは簡単だというふうに考えます。結果的には世界の戦争へ出て行くアメリカ軍のお手伝い、これを現実はずっと起こっております内容、これに追随し、そして侵略戦争の後方支援、これは国民の不満が大きいわけなんです。このことに対して国の国民の支持をつなげるためのやり方として、この事態法の中でありますテロやゲリラや原発破壊の脅威を言い募り、結局は軍と官と民の共同の防衛システムづくり、ここに力点、流れ込みがあるんだということでもあります。

私はもともと平和について、そして有事の要らない国づくり、この原点は、ことし戦後61年になりますが、実は一度も侵略もなし、そして侵略もされずに、そしてしませんでした。これは、基本的には憲法9条の1項、2項がずっと堅持され、そして国民の平和に対する願い、働きかけがこの条例、そして有事にならなかつた大きな役割、これがあるというふうに考えております。

今回、このような条例設置ではなく、真に周防大島町民の保護と言う考えならば、ずっと一貫して守られた憲法9条1項2項、これを守っていくことがこういう条例の要らない世の中であるというふうに考えております。

以上の点を明らかにし、討論といたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第24号平成18年度周防大島町国民保護対策本部及び周防大島町緊急対処事態対策本部条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 25 号平成 18 年度周防大島町国民保護協議会条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 26 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 26 号平成 18 年度周防大島町町長等の給与の特例に関する条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 27 号平成 18 年度周防大島町橘ヶアプラザ設置条例の一部を改正する等の条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 28 号平成 18 年度周防大島町公営企業局施設整備基金条例の制定について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 34 号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第34号平成18年度周防大島町税条例の一部改正について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第35号平成18年度周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第37号周防大島町介護保険条例の一部改正について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第66号

議長（新山 玄雄君） 日程第21、議案第66号平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第66号平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結につきまして、補足説明をいたします。

本案は、油宇東防波堤災害復旧工事の請負契約を平成17年7月28日、有限会社菊田工業と締結しているものでありますが、工事実施において、当初再利用する予定でありました直立消波ブロック及び底版ブロックが倒壊により、亀裂、破損を生じており、再利用の見込みがほとんど

皆無の状態であることが判明をいたしました。したがいまして、これらの政策費及び損壊ブロックの引き上げ、取り壊しに加え、廃棄物処理費の増嵩を余儀なくされたものであります。

現契約 1 億 7,178 万円に 2,381 万 8,200 円を増額いたしました。1 億 9,559 万 8,200 円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。参考までに申し上げますが、農林水産大臣に対しまして、公共土木施設災害復旧事業費、国庫負担法施行令第 7 条の既定に基づきます設計変更承認の申請の手続を済ませて、この変更を進めようといっているところでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） この点、多額になっておるんですが、実際どのぐらいの数量、具体的なメーター等を考えておるのか、ちょっともう一度聞いておきたいと。どのぐらいの変更。中身を多額になった理由と、そしてこの契約変更に伴い、期間的なもの、これはどのように、工期についてはどのように考えておるのか、あわせて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えいたします。

まず、どれぐらいの量の変更かということでございますが、詳細については、ちょっと今データが今申し合わせがございませんが、2,381 万 8,200 円の増額分でございますが、これは堤体のブロック、これが倒壊、先ほど助役の方から説明がありましたように、亀裂破損いたしております。で、当初上部工と消波工、この部分をやる予定でございましたが、この部分を別途に第 2 工区として発注いたします。これは議案の第 69 号に関連いたしますけど、上部工と消波工、これをそちらの方にまわします。その部分の増額部分で、製作費とブロックの製作費、それと破損ブロック、これの引き上げ、取り壊し等々を行うものでございます。それと、工期でございますが、御議決をいただきましたら、平成 18 年の 9 月末、これを予定しております。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第 66 号平成 17 年度平成 16 年災油宇東防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22．議案第67号

議長（新山 玄雄君） 日程第22、議案第67号平成17年度平成16年災船越E防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第67号平成17年度平成16年災船越E防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、船越E防波堤災害復旧工事の請負契約を平成17年7月28日、白木産業株式会社と締結いたしておるものですが、工事実施において、防波堤上部コンクリートが埋没いたしておりまして、当初計画しておりました作業船の構成、これはバックホーしゅんせつ船、20立米というしゅんせつ船を使用するという構成でございましたが、これでは水中における取り壊しに効力がないこととなったことによりまして、このためグラブしゅんせつ船、5.5立米という作業船の構成の変更をすることといたしました。これにより、災害復旧を図ろうというものでございます。

また、この作業船構成の変更によりまして、コンクリートガラの処分工程に変更を余儀なくされたものでございます。現契約の5,722万5,000円に526万7,850円を増額いたしました6,249万2,850円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

先ほどの同じく農林水産大臣に対しまして、災害復旧事業国庫負担法の規定に基づきます設計変更承認の申請を済ませておるところでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第67号平成17年度平成16年災船越E防波堤災害復旧工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第68号

議長（新山 玄雄君） 日程第23、議案第68号平成17年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第68号平成17年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

本案は、去る平成18年3月15日に、東和建設工業ほか8社で指名競争入札を行い、日立造船株式会社に7,200万円で落札をいたしました。落札価格に消費税を加えました7,560万円で契約を締結しようとするものでございます。

工事内容につきましては、幅6メートル、長さ20メートル、高さ1.32メートルの鋼管自立型浮棧橋と有効幅員3メートル、長さ15メートルの連絡橋設置工事となっております。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 質疑の回数が3回しかないんで、ちょっとまとめて5項目についてちょっと質疑をいたします。

確認事項なんですが、1問目として、3月の3日に防衛施設庁が178社の指名停止を行いました。これについて町当局は確認をしているかどうか。

2番目として、汚泥談合で公正取引委員会は、3月の10日に、大手プラントメーカーの担当者を一斉聴取いたしました。独禁法の改正で施工を導入された反則調査権を使い刑事告発をするということで、一斉聴取をしたわけです。この中には、今回の入札に参加している日立造船、三井造船も入っているように思われますが、これについて町当局は確認をしているかどうか。

さらに、3月14日に、東京地検は、官製談合で五洋建設、東和建設を略式起訴しております。これについても確認をしているかどうか。もし確認しているんだったら、どのような対応をしたか、これについてお伺いいたします。

4番目に、起訴された五洋建設、東和建設は、私は大変道義的責任があるんじゃないかというふうに思われます。どうしてかというて、指名停止を受けるのは確実な状況でございます。周防大島町に多大な迷惑をかけるのがこの企業には理解できなかったかどうか、私は大変残念でなり

ません。

また、町当局といたしましては、半分以上の事態が出ております今回の入札について、入札制度に少し問題があるのではないかなという、今回のですよ、指名について少し問題があるのではないかなというふうに私は思っておりますが、町当局の考え方を伺います。

5番目、町条例の中で、周防大島町建設工事等の請負契約にかかわる指名停止というのがございまして、別表第2の4項で、独占禁止法違反行為というのが上げられております。これは、逮捕またはき控訴を知った日から4カ月以上9カ月の指名停止をするとなっておりますが、五洋建設と東和建设はこれに当たると私は思っております。町はどのような対応をしたんですか。私にお知らせください。

補足ではございますが、広島市は、3月の14日の略式起訴をもって3月15日付で指名停止をしております。

以上、5項目について、ちょっと質疑。

議長（新山 玄雄君） 答弁をお願いします。平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） それでは、ただいまの議員さんの御質問にお答えいたします。

3月3日の178社の指名停止、防衛施設庁の指名停止につきましては、私どもインターネット、あるいはその新聞紙で確認をしております。

2番目の汚泥談合につきましても、同じくインターネット、新聞紙上で確認をいたしました。

3番目の3月14日の略式起訴ということでどのような対応をしたかということでございますが、まず、その指名停止措置というものがございまして、周防大島町建設工事等入札段階の資格に係る指名停止措置要領の中に、本町が発注する町工事と一般工事ということに分かれると思っております。一般工事というのは、本町以外の建設工事のときにその一般工事と言うわけでありまして、町工事の施工に当たり、その発生した事件等につきましては、山口県と県内の市町村、全市町村で構成しております公共工事契約業務連絡協議会と意見調整し、早急に措置をとることにしております。

今回のように、町工事以外の建設工事により発生した事件の場合は、一般工事として取り扱って、公共工事契約業務連絡協議会の指名停止措置の通知を受けて、本町の指名審査会に諮り、決済を受け、指名停止措置をとるようにしております。したがって、今回の事件は、防衛施設庁において、既に指名停止措置をとっておりますが、町はその規定に沿って、私どもは規定に沿って手続を決めることとなりますので、現在のところ、まだ県から 県管理課にその連絡協議会があるんですが、指名停止措置の通知がございませんので、そのような措置はとっていないということでもあります。

それと、4番目ですが、五洋建設と東和建设、この2社がその迷惑かけると、私どもはそう思

っております。実は、その今申しましたように、指名停止の措置をとっておりませんので、私どもは指名停止をすれば、即、指名取り消しという業者さんはなるわけでありますので、もう指名に入札参加することができないということになります。

14日に、そのこれもインターネットで実は確認をしたんですが、そういうことがありました。それで、明るる朝、入札前にちょっと名前は言わん方がいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。五洋建設さんが、私の所に参りまして、私の所はこういうふうな略式起訴をされましたと、私の所へ持って参りました。それで、応札したいんですが、どういたしましょうかということでしたので、私はまだそのおたくを指名停止しておりませんよと。ですから、どうぞそのそれでいいんじゃないですかと、ただし、これは議会の議決を要するものですから、否決される可能性はありますよということを伝えました。

それで、もう1点は、その入札を執行する前に、そのことをもう一度申しまして、入札を執行したわけですが、そのときにやはり五洋建設さんは、もし否決になった場合には、私にペナルティーはあるんでしょうか。当社にペナルティーはあるんでしょうかということをお申しました。質問がありました。それで、そうありましたので、それはペナルティーはありませんということをお伝えしております。

それと、5番目の別表第2表と 別表第2というところですが、実は大変申しわけないんですが、この要綱が 要領が実は17年の5月11日に施行するようになっているんですが、これを改正をしておるんです。それで大変これは加除ができていなので、大変申しわけないんですが、何で加除したかと言うと、暴力団排除対策、これがまず明確に入っていなかったということと、それと、指名停止期間が強化されたと、それと条文形式を県と同様に箇条書きの形式にしたということで、大変申しわけないんですが、その要領が変わっております。

そこで、その速やかに指名停止ということにするのがいいんじゃないかということなんですが、私どももその今回は大きな事件でも、全国民にわかるような報道の仕方ですが、中には、小さい記事で載っておることも多々あります。それらを総合して、県の今の公契連と私ら言うんですが、公共工事契約連絡協議会という所が、そこらを全部まとめてやっていただいておりますので、それが処分したら私らも追随するということになっております。

それで、県内、それじゃどういうふうなことをやっておるかということになりますと、先ほど議員さんが申しましたように、広島市は、即指名停止と。下関市もやっております。ほかのところは、私どもインターネットを見ておりますが、やっております。それと、柳井市さんにもそういうことをお聞きしましたら、やはり私どもと同じように、そのいろいろなケースがあるんで、その全部報道どおりにすぐはできないと、その今の公契連の措置を待ってどうもしておるようです。平生町さんも同じようなことを申しました。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 県と町が協議して、その中で指名停止を決めるというようなお話だったと思うんですよ。だから、条例の中には、やはり知った日からすぐ知った時点からすぐ指名停止してもいいというふうなことが書いてあるんです。タイミングがよ過ぎるですね。14日に起訴されて15日に応札ちゅうか、入札があったわけですから、だからよそと比べてどうこうちゅうんじゃないなくて、町の危機管理としてどういうふうに対応していったらえかったんかというところだろうと思うんですよ。

そやけ、別に今回の入札がなければ、それは県の対応を待ってやるというのもいいかもわかりませんが、今回の場合はちょっとすぐ対応せんにやいけんという部分で、私はちょっと危機管理がなかったんじゃないかなというふうに思っております。

もう一遍確認しますが、例えば今一般工事と言われた町工事で、今言う談合があって起訴された。業者さんが。これも県がやるまで待つわけですか。指名停止をかけるのは。町工事の場合。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

町工事の場合は、その緊急性を要しますので、私どももそれは公共工事契約業務連絡協議会の方へ、早速知らせて、その対応を早急に対策するようになると思います。ですから、1両日中には、ある程度結論を出して措置をしたいと。

その私どもが措置をしたら、多分その公契連もそれをその措置を対象に多分その指名停止するか、これは町のことだから関係ないとか、そういうふうな対応に入ると思います。一般工事の違いですね。

議長（新山 玄雄君） 荒川議員。

議員（5番 荒川 政義君） 町工事だったら、例えば町内の業者さんが絡んでいる場合はすぐ指名停止しますよと。町内の業者さんが絡んでいない場合、これは県からのお達しがあるまではじっと待っておきますよというのが、ちょっと納得いきませんね。そやから、それはわかるんですよ。いろんな情報を仕入れて、正確にその情報を把握せんにやいけんというのは大変よくわかるんですが、今回の場合は、私はやはり14日起訴、15日入札というたときの場合には、やはりきちっとその危機管理を発揮されて対応してほしかったなというふうに思います。いいです。これは。はい。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 確認しておきたいんですが、今回の防衛庁の談合事件、これで実際的に先ほど100何社という格好で答弁がされました。今回、この4つのいわゆる、最終的

には4つの業者なんですよ。それでさっき名前が出かかった1、いわゆる1社だけなのか、それ以上の業者、例えばあるのかないのか、それ以外の業者、今回入札参加しておりますよね、実際的に、それ以外の業者があるのかないのか、ちょっと確認しておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 疑いがかけられたところはありませんけれども、今、実際にその防衛庁、防衛施設庁、それと20日に国土交通省ですか、そこから指名停止を受けたのは、この今申しました五洋建設と東和建設工業、この2社であります。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際、今説明を聞き直すと、その2社がいなかったら、実は入札そのものができていないということなんですよ。結局。そこが私は今回の入札について、例えば疑義が持たれるから、いろいろその中で協議をするちゅうのもあるでしょう。指名審査会の中でね。じゃが実際的には、私は道義的にはそういうところは一定程度私は除外しても、その段階で除外する方が仮にいわゆる延期をしても、いわゆる疑念を抱かせないというのが措置としては、より執行部のとる態度やなかったんかという点を思いよるわけなんですよ。その点で、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

結果的には、4社の入札ということになったんですが、例えばその2社を指名停止にした場合、もう2社ほど残ることになります。入札心得の中に、2社まではやるということがありまして、事態がずっと続いた場合は2社までやるということがありまして、それで前回解体工事がありましたが、あれが2社なんですよ。それで、そういうこともありますので、2社までは指名したからにはもう2社になる 1社になるまではもうやると。はい。1社になればもう入札はできません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 確かに皆さん方が言われる入札心得が仮にあるとしても、やっぱり町発注の実際的に工事をいわゆる発注するわけですね。そのときにやっぱりとった対応、例えばさっき認められましたように、広島のとった態度、下関のとった態度、先ほど言われましたね。実際的に。いうことから見ても、私は対応は期間を置いて、再度私はやり直すと、審査会そのものもやり直して、いわゆる行うべきが筋じゃないかと。筋。これはもうだれが見ても、心があるから、まあ時期的なものがあるかもわかりません。年度末という仮に時期的なものがあるかもわからんが、それにしてもきちっとそれを公平性を保つ上でもきちっとしたいいわゆる期間を 期間を設けてやるのが筋じゃというふうに考えておりますが、その点を聞いておきたい。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 辞退者が多く出まして、最後仮に2社になったときには、その入札をやめるべきではないかという、延期するべきではないかと。または指名を直すべきではないかという御質問だと思いますが、今契約監理課長が御答弁申し上げましたように、入札心得というのは、入札の前に事前に入札者に対してから、その周知しておるわけでございます。だから、今回のことに関しまして、その周知を直すということは非常にこれはまた不明な面求めるということになりますので、今回はできなかったということですが、今の御指摘のように、私たちが指名審査会の中で考えておりますのは、このように多くの例えば9社のうち5社も辞退者が出るというようなことは、想定外の話なんですね。例えば前回も若干ありましたが、このときもちょっと皆さんからどうなのかという御質問があったと思いますが、実際にその指名をした業者さんが辞退をするということ自体がそんなに多くあるということ自体は想定していなかったということでございます。

それで、今回のこのような件が、2回あったわけでございますので、指名審査会の中で、この入札心得自体を、例えばその半分以下になったときはどうこうするとか、またはそういうことに対して法的な手続が全く間違えないかどうかということも含めまして、審査会の中で十分検討させていただきたいと思います。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。平川議員。

議員（21番 平川 敏郎君） 21番、平川です。2点ほど質問させていただきます。ちょっと議題外であれば、答弁は結構でございます。

1点目は、例えば先ほど同僚議員の方から質問がありましたが、途中指名停止を受けた業者、五洋建設、東和建设工業ですか、それが例えばの話、もし落札したとき、もしそれをもって本日のような議会で議決をされたとき、こういったときには、入札監視委員会等でまた再度どういふんですか、再審査やられるのかと。

それと、もう1点ですが、先ほど同僚議員からいろいろと質問があり、少しは理解したつもりですが、この契約が先ほど今後検討するというように助役さん申されましたが、法的な問題があるのか、その2点についてお尋ねいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長 助役。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 今の御質問でございますが、例えば、今回の2社の略式起訴されたけれども、周防大島町としてはまだ指名停止を行っていないので、参加資格があるということで入札に参加しました。

それで、そこが落札をした場合にどうなのかということでございますが、例えば、今回の14日の、私たちが略式起訴を受けたのを知ったのは、14日の夕方7時ごろのネットだったと

思います。それで、これで今ちょっと見ますと、15日に指名停止を行ったのは、防衛庁、当自者である防衛庁だけなんです。それで広島市は先ほど15日と言われましたが、私たちが持っている資料では16日というふうに出ておるんです。ね。（「15日にさかのぼって」と呼ぶ者あり）だからさかのぼってですが、そのやったのは16日なので、もし16日やったらもう15日に入札は済んでいるということになります。16日にやったということを発表されたということを見ました。それで、国土交通省は20日なんです。20日にこの略式命令を受けた者に対して指名停止を行ったというの、21日に私たちは報道で見ました。

それで、先ほどの平川議員さんの御質問ですが、例えばその15日に入札してから、きょう22日ですが、この間にまだ間があるわけですね。それで落札した業者に対して、それは今現在指名停止まだやってませんからそうなんです。例えばその間に指名停止をするということも当然可能性があるわけですね。だから、一概には言えませんが、例えば今回の2社が落札したおった場合、きょうに至るかどうかというのは、二つケースがあると思うんです。町がその間指名停止しなければ、議案として出しますし、その間指名停止をしてしまえば、この今回ではその落札決定は取り消すということになると思っております。

それと、法的根拠があるかということですが、先ほど広田議員さんにもお答えいたしましたように、これからの指名審査会の中で、例えば最後2社まではやるぞというふうに周知をいたしておりますが、それが例えば半分になった場合には、その延期するとか、組み替えるとかというような方法が法的に問題ないのかどうかということも含めまして、指名審査会の中で検討させていただきたいと思っております。

議長（新山 玄雄君） 休憩しましょうか。（発言する者あり）しますか。それじゃ続けます。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 同じような、ちょっと若干同じような質問になるかもわかりませんが、9社で5社辞退ですよ、入札の何がようわからんのですがね、辞退するときは辞退する理由がつけて出すのか。ついでに辞退しますだけなのか。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

理由はつける必要はありません。それで辞退をしても、それに対して何も、例えばペナルティーとそういうことは現在はありません。

議長（新山 玄雄君） 中本議員。

議員（20番 中本 博明君） 今、同僚議員も言いよったように、この助役も若干ちょっと言うたような言うてないような聞き忘れかもわからんですが、今後のこういうふうに辞退がようけい出たときには、町としてはっきり何とか考えるのか。私、去年もちょっと質問、ペナルティー

がないから何らないて言うけど、いつもこういうように過半数以上が辞退したんじゃ、入札もやりにくいんじゃないかと思います。今後町はそれをはっきりと考えるのか考えないのか。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） 先ほど申し上げましたとおり、例えば今は2社まで、1社になるまではやると、2社であったらやるというふうな入札心得を公表しておりますので、今回もそうだったわけですが、先ほどからいろいろ、中本議員さんも、以前にもそういう御発言がありましたし、きょうもいろいろありました。そういうことで、例えば9社のうち半分辞退をされたらどうするのかというようなこと、またはそれが本当に法的に問題ないのかどうかということも含めましてから、指名審査会の中で十分な検討をさせていただきたいと思っております。

また、そういうことの中で結論が出ましたら、ちゃんと御報告をさせていただきたいと思いません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） こういったケースの場合、疑義が持たれた場合、発注者として法的に延期をすることができるのかどうかということと、この辞退というのは、そのいつの時点でわかったのか。多分会社によっては違うんだと思うんですけども、入札の日にわかったのか、もう事前に報告しているか、連絡があったのかどうか、そのちょっと2点を。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） 1番初めの質問でございますが、疑義が起きた場合は延期ができるのかということなんですが、これは延期はできません。一応その入札の日程が、日にちが決まりましたら、それで執行するほかはないと。ただ、中止にするということは考えられるかわからんですよ。例えば1社になった場合は中止しますということです。

それと、辞退はいつの日にわかったのかということですが、3社は事前に5社のうちの3社は事前に届出がありました。2社につきましては、当日の朝、届けがありました。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。魚原議員。

議員（17番 魚原 満晴君） 17番、魚原です。ちょっと1点だけお聞きいたします。

東和と五洋建設は、略式起訴を受けていますが、日立と三菱造船は、公正取引委員会にかかっているんですね。立ち入りを受けちよるんですよ。そういうところは把握しているんですかね。ちょっとお聞きいたします。

議長（新山 玄雄君） 平田契約監理課長。

契約監理課長（平田 好男君） お答えいたします。

3月14日のこれはインターネットですが、東和と五洋建設が担当者が略式起訴、50万円の

罰金というのを聞いております。確認しております。（発言する者あり）日立ですか。日立につきましては、3月10日、汚泥施設談合、刑事告発に向けて公取が一斉に聴取を始めたということは聞いております。ただ、その処分というのは、まだ。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員（5番 荒川 正義君） 反対の立場で討論をいたします。

今回の指名は、前者がグレーゾーンによる企業ばかりの中で行われました。日本国中を騒がせている官製談合や汚泥談合を疑惑持つ企業であります。もし3月15日に落札されても、3月の20日、きょうまでに指名停止となれば、本町に多大な迷惑をかけるのは必然でございます。しかし、9社中5社は、企業モラルがあるのでしょうか。入札辞退をいたしました。よい方に考えれば、本町に迷惑はかけられないという思いがあったのでしょうか。しかし、問題は、五洋建設と東和建设であります。3月14日に略式起訴され、かつ指名停止になってもおかしくない状況の中で、3月15日に応札をいたしました。企業モラルは、この業者にあるのでしょうか。それとも落札する気など一切なかったのでしょうか。100歩譲ってグレーゾーンにいる企業が落札したわけですが、実質2社の入札だったと推察されます。今後はこのような入札はないと私は考えておりますが、いかがでしょうか。9社中5社は辞退、残り4社の中2社は略式起訴をされ、落札企業ほか1社は公取に立ち入り検査を受けている。いつ起訴されるかわからない状況の中で、応札が落札が行われました。したがって、今回の入札については、到底町民には理解されていると思われません。

この事業予算が、本年度限りの予算であるということは、私も承知をしております。この事業自体について私は反対しているわけではございませんので、この事業について当局がぜひ予算化をいたしまして、この事業がなりますように、私は信じております。信じておりますが、今回のこの議案については、反対という立場で討論させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第68号平成17年度港整備交付金日良居漁港浮棧橋設置工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 0 時 22 分休憩

午後 1 時 20 分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

日程第 2 4 . 議案第 6 9 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2 4、議案第 6 9 号平成 1 7 年度平成 1 6 年災油宇東防波堤災害復旧工事第 2 工区の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第 6 9 号平成 1 7 年度平成 1 6 年災油宇東防波堤災害復旧工事第 2 工区の請負契約の締結につきまして、補足説明をいたします。

本案は、去る平成 1 8 年 3 月 1 5 日に、アイサワ工業ほか 9 社で指名競争入札を行い、有限会社菊田工業が 6, 1 5 0 万円で落札をいたしました。落札価格に消費税を加えました 6, 4 5 7 万 5, 0 0 0 円で契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、議案第 6 6 の変更手続に伴いまして、別途工事となりました上部工 4 3 メートル及び防波堤東部の消波工を施工するものであります。つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 先ほどから担当部長もいわゆる今の補足説明でも、16 年度分の災害部分、同じ部分、議案前の部分と一緒に関係でという説明がされました。それで、1 工区、2 工区と分けて、それじゃ実際的にはどのぐらいの災害すべき工事なのか、ちょっとかなり一気に膨らんでおるから、その説明を改めて求めておきたいというふうに思います。

それと、これも今 1 6 年、一昨年 of 災害ですが、結局今新たに発注して、実際的に工期的な部分も出てきます。その辺を含めて報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

内容的な増額分につきましては、議案67号で526万7,850円、これが増額分です。それと、新たに69号で第2工区として発注します6,457万5,000円、これを足したものが増額になります。

内容につきましては、助役が説明いたしました上部工の43メートルでございますが、これは上部工のプレキャスト板18個の製作据えつけ、それとコンクリート打設1,356立米、中詰め石、被覆石、この補充でございます。それと、消波ブロックの運搬据えつけ168個となります。工期でございますが、本年の9月30日を予定しております。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第69号平成17年度平成16年災油宇東防波堤災害復旧工事第2工区の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25・議案第70号

議長（新山 玄雄君） 日程第25、議案第70号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 議案第70号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正についてにつきまして、補足説明を申し上げます。

ゆうゆうランド、潮風呂保養館の2施設におきましては、入浴回数券、町内65歳以上の者ほか、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が対象となっており、これに対しまして、竜崎温泉潮風の湯の入浴及びプール回数券につきましては、町内65歳以上のみの対象となっていることから、3施設あわせて整合性をとるため、このたび条例の一部改正をお願いするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう

よろしくお願いたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。中本議員。

議員（20番 中本 博明君） それでは、今までの100枚で303万5,000円ですよね、あの券がこれに載っていないからなくなるちゅうことなので、この券を持っている人は、この券をいつまで使えるのかと。この100枚の券をこの3月31日までに販売するのかどうか。

議長（新山 玄雄君） 椎木助役。

助役（椎木 巧君） ただいまの御質問ですが、これは既に昨年の議会の中でから、御議決をいただいて条例改正が行われておるものでございます。要するに、100枚券とかほかにもありましたが、その多量な回数券につきましては、3施設、ふろとか温泉とかの3施設をできるだけ共通的にあわせるということで、昨年条例改正をお願いしたものでございまして、それは施行日が18年の4月1日ということになっておりますので、それまでは当然販売もいたしておりますし、販売いたしましたものにつきましては、当然その利用ができるということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実質的には、今回さきの本会議で可決された部分の調整というふうになっちょると思うんですが、実際的に、これを見ると、回数券で見てわかるように、実際的には10枚券、11枚券等についてそれぞれ分かれております。それで、回数券の基本的考え方は、10回利用していただいたら1回サービスをするという、これが回数券の大体考え方なんです。だから、実際的には、10枚あり11枚ありという格好の出し方をしております。それについて、まず報告を求めたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

回数券の10枚と11枚、この入浴施設につきましては、整合性を図るということでございますが、御指摘のとおり、10枚券と11枚券、まだ統一されておりません。これにつきましては、昨年の9月議会、条例の一部改正、先ほど助役が説明申し上げましたが、そのときに全員協議会でこういう一覧表をお配りしております。それで、潮風呂保養館、それと片添ヶ浜の温泉遊湯ランド、この入浴回数券は、11回分となっております。

で、両施設、この入浴料500円に対して、回数券11枚で5,000円の販売ということになっておりますので、1万円当たりいたしますと9%の割安で455円となっております。500円に対して455円です。

今回にありますように、竜崎温泉潮風の湯、これは入浴料700円に対して、回数券10枚券が5,000円となっております。で、1万円当たりが29%の割安ということで500円にな

ります。700円に対して500円です。これを潮風呂保養館と片添ヶ浜の温泉遊湯ランド、このように回数券を11枚ということにしますと、販売が1回分が700円ですから、7,000円ということでの7,000円で11枚券となります。そうしますと、両施設と同じように、9%の割安ということで637円になります。

これで統一はできるんですが、この700円券をいきなり700円を現在は500円にしていますので、500円をいきなり637円、これに上げるわけにはいかないということで、今までどおり10枚券にしておりますが、将来的には他の施設に合わせていきたいというふうには考えております。現行は10枚券でいきたいということでございます。

以上でございます。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 実際的に、今の部長の言い方からすれば、いわゆる値上げにならないように処置した考え方というとならえ方になるわけよ。実際的にね。値上げをいわゆるしないと。（発言する者あり）うん。いう格好で。それだけじゃね、別に意図はないと。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） 岡村建設産業部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 昨年の9月議会の一部改正で説明も申し上げまして、御議決をいただいておりますが、急激な値上げになるために、11枚券にあわせるのではなくて、10枚券の現行のままで据え置きたいということで、将来的にはそれは見直していきますよということで、御議決をいただいたところでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 4月1日がオープンということなので、この際ちょっとお聞きしますが、3月の広報に、靴箱に鍵がつき、一時的に100円が必要というふうに書いてありますけれども、一時的に100円というのは、その時期のことを言うのか。その場に100円が必要なことなののでしょうか。ちょっとここだけちょっと御説明願えたらと思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） お答えをいたします。

100円につきましては、一時的に100円を立てかえていただいて、後でそれは戻ってくるようになりますので、本人が立てかえてもらって、後でお金は戻ってきますよということでございます。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。議案第70号竜崎温泉潮風の湯設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26．報告第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第26、報告第2号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 報告第2号につきまして御説明いたします。

報告第2号は、竜崎温泉プール及び潮風の湯整備工事建築主体工事におきまして、本管回収工事の設計部分に含まれていない箇所であります石風呂の石タイル等にひび割れや目地の脱落等が見受けられるため、補修工事を追加し、現契約4億2,666万3,300円に206万7,450円を増額した4億2,873万750円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定されました専決処分事項によりまして、専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第27．発議第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第27、発議第1号住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。伊東委員長。

建設環境常任委員長（伊東 梅芳君） 神岡議員、小田議員の賛成を得て、提出いたしました住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書案について、提案理由を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

道路は、豊かな住民生活や活力ある経済、社会活動を支える最も基本的なインフラであり、その整備は、住民が長年にわたり熱望しているところであります。しかしながら、国の財政状況を見ますと、平成17年度道路予算では、道路特定財源の用途拡大等により、対前年比が割り込むなど、道路予算を取り巻く環境は、極めて厳しい状態にあります。

特に、道路交通への依存度が高い私たちの住む地方においては、道路は住民生活はもとより、

地域への産業、経済を支える最も重要な生活基盤であります。しかしながら、本町及び近郊地域における道路整備は、いまだ不十分であり、引き続き道路整備の計画的かつ着実な推進が不可欠であることをかんがみ、私は政府並びに国会に対し、平成18年度の予算編成に当たり、道路整備財源の確保と地方への重点配分を図っていただくよう別紙意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） なしと認めます。

これより採決を行います。挙手により採決を行います。発議第1号住民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件について、議会の意思として、関係機関に上申いたします。

日程第28．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第28、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。2件について順次お諮りいたします。

まず、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情・要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書について、申し出のとおり

り、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、陳情・要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

引き続きまして、報告いたします。

既に、先般、議会に提出され、皆さんに議員配布といたしました「艦載機を岩国基地へ移す計画を中止してください」との要望書関連で、お手元に配布いたしております「計画の中止を求める署名」については、賛同署名者が2,200余名となったとの報告が、議長に対しありましたので、お知らせいたしておきます。

・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成18年第1回定例会を閉会いたします。

事務局長（山内 章弘君） 一同、礼。

午後1時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 土手 正喜

署名議員 平野 和生